

令和 8 年度 地域包括支援センター胎内市社協 事業計画（案）

住み慣れた地域で尊厳を保持し自分らしい生活を送れるよう、地域包括ケア体制が円滑に行われる地域づくりを目指します。

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談

【目標】

地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関、制度、サービスの利用に繋げることができる。また地域包括ケアとしての継続支援の入り口であり、ワンストップサービスの拠点としての機能を果たすことができる。

【事業内容】

① 各種相談対応

- ・相談者の相談内容を丁寧に受け止め、生活状況や課題に合わせて適切な機関、制度、サービスの利用に繋ぎ、個別に支援を行う。
- ・適切な対応を三職種でそれぞれの専門性を活かした視点で支援内容を検討する。

② 周知活動

- ・高齢者の介護予防や相談窓口としての地域包括支援センターを地域住民、企業、商店、地域での行事やイベント等で効果的な周知方法を検討し取り組む。
- ・民生児童委員との情報交換会、サロンや通いの場支援、市内の小・中学校、高校での認知症サポーター養成講座などで周知を行う。
- ・社会福祉協議会のホームページに業務内容を掲載する。

③ 実態把握

- ・必要に応じて、一人暮らし、高齢者世帯の個別訪問を行い継続的な状態の把握や必要な支援に繋げる。
- ・民生児童委員との情報交換会を行い、支援が必要な人や世帯の状況、地域の情報等の共有を行う。
- ・お茶の間サロンや通いの場のない地域において、地域住民や関係者等への聞き取り等を行い高齢者の集いの場、相談できる場所や機会の有無などの実態把握を行う。
- ・業務日誌から相談者の集計を行い、グラフ化し数字から見える地域性を把握し支援に活かす。

④ 地域におけるネットワークの構築

- ・区長、民生児童委員、サロンや通いの場の代表者、事業所等と顔の見える関係づくりを行う。
- ・社協内部で地域課題の把握や抽出を行い横の繋がりを強化しながら、支援の仕組みづくりの検討を行っていく。

⑤ 災害及び感染症への対策

- ・非常災害や感染症の発生時においては、事業継続計画に沿って地域包括支援センター業務を滞りなく実施し、早期の業務再開を図る。

(2) 権利擁護事業

【目標】

地域での生活に困難を抱える高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して過ごせるよう、権利擁護のための必要な支援ができる。

【業務内容】

① 成年後見制度活用促進と相談対応

- ・相談や利用の検討があった場合は、成年後見制度、日常生活自立支援事業の概要を説明し、必要時は関係機関や成年後見中核機関と連携を図りながら支援を行う。

② 高齢者虐待への対応

- ・虐待の事例を把握した場合は、速やかに市や関係機関と連携して対応を行う。
- ・普及啓発のため、関係機関へ高齢者虐待防止研修会の実施等を行い、虐待防止や早期発見に繋げる。

③ 消費者被害防止と相談対応

- ・各種集会や地域活動の場において、消費者被害防止の為の啓発の呼びかけや寸劇を開催する。
- ・消費生活センターや警察などの情報を収集し、ネットワークを活用しながら関係者へ必要な情報を提供する。

④ 老人福祉施設等への措置の支援

- ・高齢者への虐待等で老人福祉施設等へ措置入所されることが必要な場合は、市や関係機関と連携を図りながら支援を行う。

⑤ 胎内市社協の法人後見制度との連携

- ・情報共有や支援の共有を図りながら連携する。

(3) 包括的、継続的ケアマネジメント事業

【目標】

介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が多職種・関係機関と連携を図りながら、高齢者を支える活動ができるように、研修会や事例検討会・介護支援専門員連絡協議会等の内容を充実させることができる。

【業務内容】

① 介護支援専門員や福祉専門職の日常的個別指導や相談及び困難事例等の指導助言を行う。

② 介護支援専門員連絡協議会の運営やケア向上研修会、研修会等の企画、運営、参加をし、介護支援専門員や福祉専門職の資質向上とネットワークを支援す

る。

- ③ 地域における様々な社会資源を有効に活用し多職種、組織内部、関係機関との連携を構築し地域課題の抽出と地域資源の開発を行う。

(4) 介護予防把握事業

【目標】

閉じこもりなどで生活機能の低下の見られる高齢者を早期に把握し、介護予防活動等に繋げることができる。

【業務内容】

- ① 地域に多様な情報提供ルートを確保し、個別訪問や地域のサロン、通いの場等で基本チェックリストを実施し、支援が必要な対象者を把握する。
- ② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行い、ハイリスク者の早期発見と医療機関未受診者の把握を行う。
- ③ 把握した対象者を、状態に適した事業や地域の通いの場などの社会資源を紹介しながら介護予防活動につなげる。

(5) 地域ケア会議の推進

【目標】

地域ケア会議を行うことにより、ケアマネジメントの質の向上、地域課題の把握や課題解決に向け地域や多職種で検討し、様々な視点から高齢者の自立支援を行うことができる。

【業務内容】

- ① 各地域における困難事例の検討を行う個別地域ケア会議を主催する。
- ② 自立支援に資する個別課題の検討等を行う定例地域ケア会議に参加し、問題解決や地域課題の解決に向けて支援を行う。

2. 認知症高齢者見守り事業

【目標】

関係機関との連携強化や幅広い世代の地域住民への認知症に対する福祉的教育を行い、認知症への理解と関心を深められ、見守りの体制ができる。

【業務内容】

- ① 認知症サポーター養成講座及びフォローアップ講座を要望に合わせて実施
 - ・ 講座の要望のある小・中・高校、地域、職域で必要時応じてオレンジの会や他包括と協働で開催する。
- ② 認知症カフェ（こころの輪）の開催。
- ③ 認知症カフェ（虹色カフェたいない）の企画参加、開催の協力。
- ④ 認知症街あるき声かけ見守り模擬訓練への参加、開催の協力。
- ⑤ 認知症初期集中支援チームと連携し認知症の人やその家族がその人らしく暮らし続けることができるように支援する。
- ⑥ 認知症疾患医療センターと市内の地域包括と協働で認知症の人と家族への一体

的支援プログラム（ヤマセミーティング）を実施する。

3. 地域介護予防活動支援事業

【目標】

魅力的な通いの場やサロン活動が行え、より活発な地域活動が行えるよう工夫した支援ができる。地域の特徴や要望を踏まえた地域支援を行い、住民同士のより良い交流の機会をつくる。住民が健康管理、介護予防に関する理解を深め、実践していけるように支援できる。

【業務内容】

- ① リハビリ専門職や保健師等の関係者と連携し通いの場やサロン等の地域へ出向き、健康づくり活動、介護予防、うつ、閉じこもり、認知症等に関する介護予防の情報提供や体操、講座を実施する。また参加者の健康状態の確認や地域の把握を行う。
- ② 関係機関や地域住民と連携し、介護予防に資する地域活動の実施及び住民主体の地域活動組織の立ち上げ支援と継続の支援を行う。
- ③ 介護サービス利用から社会参加等へつながる支援を行う。
- ④ 地域において介護予防活動を実践できる人材の育成を行う。

4. 介護予防ケアマネジメント事業（指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）

【目標】

介護予防と自立支援を踏まえ、適切なアセスメントを行い、対象者自らの選択に基づき、サービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点とチームアプローチによるケアマネジメントで心身機能と生活能力の改善を目指す。

【業務内容】

- ① 介護予防・生活支援サービス、社会資源を活用し専門的な視点とチームアプローチで、個々の状態に応じ通いの場や地域活動への移行を支援する。
- ② 利用者の状態や地域の実情に合わせたケアプランを作成しサービスの調整を図る。
- ③ 利用相談、申請受付、アセスメント、課題分析、目標設定、事業利用状況、モニタリングを行い、モニタリングの結果を見ながら、ケアプランの見直しを行う。
- ④ 定例地域ケア会議に係りながら、自立支援に資するケアマネジメントの視点を学びケアプランに反映する。
- ⑤ 介護保険サービス未利用者やサービス利用を中止または終了後も本人、家族、近隣住民、地域ネットワーク等を通じ生活状況を把握し、個々の状態の維持向上に向けた関わりを継続していく。